

ホームヘルパーステーション清水坂あじさい荘料金表

< 令和7年4月1日 現在 >

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担割合は、自己負担割合証でご確認ください。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

訪問介護

① 基本料金

一回につき

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
身体介護だけを提供する場合	20分未満	1,858円	186円	372円
	20分以上30分未満	2,781円	279円	557円
	30分以上60分未満	4,411円	442円	883円
	60分以上90分未満	6,463円	647円	1,293円
	90分以上は30分毎に	934円	94円	187円
生活援助だけを提供する場合	20分以上45分未満	2,040円	204円	408円
	45分以上	2,508円	251円	502円
両方を介護と提供する場合の援助の場合	身体介護20分以上30分未満に引き続き	20分以上	3,522円	353円
		45分以上	4,263円	427円
		70分以上	5,004円	501円
	身体介護30分以上60分未満に引き続き	20分以上	5,152円	516円
		45分以上	5,893円	590円
		70分以上	6,634円	664円
	身体介護60分以上90分未満に引き続き	20分以上	7,204円	721円
		45分以上	7,945円	795円
		70分以上	8,686円	869円
	身体介護90分以上は30分毎に	20分以上	741円	75円
		45分以上	1,482円	149円
		70分以上	2,223円	223円

※ 訪問介護計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ 夜間及び早朝の場合は、上記料金の25%増しになります。

※ やむを得ない事情でお客様の同意を得て2人で訪問した場合は上記料金の2人分となります。

② 加算

ア 緊急時訪問介護加算

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
利用者又はその家族等からの要請に基づき、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、計画外に身体介護をする場合（介護予防を除く）	1,140円	114円	228円	342円

イ 初回加算

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（初めて、もしくは2ヶ月以上空けて利用した場合）	2,280円	228円	456円	684円

ウ 生活機能向上連携加算 I

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言を受け、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成の上、訪問介護を実施した場合	1,140円	114円	228円	342円

エ 生活機能向上連携加算 II

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等と共同して生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携の上、訪問介護を実施した場合	2,280円	228円	456円	684円

オ 口腔連携強化加算

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
口腔の健康状態の評価をした場合において、同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	570円	57円	114円	171円

カ 介護職員等処遇改善加算 II

所定単位数にサービス別加算率(22.4%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。
ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。

※ 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位で誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、東京都北区役所の窓口（介護保険課）に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

予防訪問サービス

①基本料金 一回につき

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
標準的な内容の訪問型サービス	3,271円	328円	655円	982円
生活援助中心である場合	2,508円	251円	502円	753円

②加算

サービス内容	利用料金	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（1月当たり）	2,280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算 I（1月あたり）	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算 II（1月あたり）	2,280円	228円	456円	684円
口腔連携強化加算（1月あたり）	570円	57円	114円	171円
介護職員等処遇改善加算 II（1回あたり）	729円	73円	146円	219円

いきいき生活援助サービス

①基本料金 一回につき

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
生活援助のみ	2,508円	251円	502円	753円

②加算

サービス内容	利用料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（1月当たり）	2,280円	228円	456円	684円
口腔連携強化加算（1月あたり）	570円	57円	114円	171円

※ 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位で誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、東京都北区役所の窓口（介護保険課）に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護

①基本料金（昼間・一回あたり）

サービス内容	利用料金	利用者負担
居宅における身体介護 身体介護を伴う通院等介助	30分未満	2,867円
	30分以上60分未満	4,524円
	60分以上90分未満	6,574円
	90分以上120分未満	7,492円
	120分以上150分未満	8,444円
	150分以上180分未満	9,374円
	180分以上	10,315円
	30分を増すごとに追加	929円
家事援助	30分未満	1,187円
	30分以上45分未満	1,713円
	45分以上60分未満	2,206円
	60分以上75分未満	2,676円
	75分以上90分未満	3,080円
	90分以上	3,483円
	15分を増すごとに追加	392円
身体介護を伴わない通院等介助	30分未満	1,187円
	30分以上60分未満	2,206円
	60分以上90分未満	3,080円
	90分以上	3,864円
	30分を増すごとに追加	772円

※ 居宅介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ 夜間及び早朝の場合は、上記料金の25%増しになります。

※ やむを得ない事情で、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、上記料金の2人分となります。

②加算

ア 緊急時対応加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
利用者又はその家族からの要請に基づき、居宅介護計画外で指定居宅介護等を緊急に行った場合（月2回まで）	1,120円	112円

イ 初回加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
初めて、もしくは2か月以上空けて利用した場合（1月につき）	2,240円	224円

ウ 利用者負担上限額管理加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
利用者負担額合計額の管理を行った場合（月1回まで）	1,680円	168円

エ 福祉専門職員等連携加算

サービス内容	利用料金	利用者負担
利用者に対して、サービス提供責任者がサービス事業所等の精神保健福祉士等に同行して利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、居宅介護計画を作成し、居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行った場合	6,316円	632円

才 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数にサービス別加算率(4.0. 2%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。
ただし、利用者負担はその1割となります。

※ 料金は総額により計算をするため、端数処理の関係で円単位で誤差が生じることがあります
ので、ご了承ください。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、
至急ご連絡ください。

連絡先 電話 03 (6454) 9038

①ご利用日の前日までにご連絡があった場合	無 料
②ご利用日の前日までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の自己負担額

ただし、下記に該当した場合は、キャンセル料はいただけません。

① 急な病気・入院・事故などやむを得ない理由により連絡ができなかった場合または
サービスの提供ができなかった場合

② ひとり暮らし・高齢者のみの世帯などで、連絡が難しいと認められる場合

(3) その他

① お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の
費用はお客様のご負担になります。

② 付き添い介助等でかかったお客様並びにホームヘルパーの交通費実費等については、原則としてお客様のご負担になります。

③ 介護保険法の改正に伴う料金の変更等につきましては別紙で通知いたします。

④ サービス終了時に未払金がある場合は、必ず支払っていただくようお願いいたします。
(限度額15万円まで)